



# 水質汚濁防止法等の改正 及び 水質分野の監視指導状況について

北九州市環境局  
環境監視部環境監視課  
水質土壌係



## 本日の内容

### 1 水質汚濁防止法等の改正について

- (1)排水基準の改正について
- (2)水質の汚濁の防止の徹底について

### 2 水環境の保全

- (1)水環境の現況
- (2)発生減の監視
- (3)行政指導
- (4)事故時の措置

### 3 公害に関する苦情・要望

**【参考資料】水質汚濁防止法(事故時の措置)等**



# 1 水質汚濁防止法等の改正について

## (1)排水基準の改正について



## 水質汚濁防止法 排水基準(一律基準)

【現在】 有害物質(健康項目)

六価クロム化合物(六価クロム:0.5 mg/L)

(環境基準:六価クロム0.05 mg/L⇒0.02 mg/L)

生活環境項目

大腸菌群数 日間平均3,000個/cm<sup>3</sup>

※1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上の工場又は事業場に係る排水に適用。

(環境基準:大腸菌群数⇒大腸菌数)

※環境基準変更に伴う改正を検討

排水基準(案)

・六価クロム化合物 許容限度:0.2mg/L

・大腸菌群数を大腸菌数に改め

許容限度:800CFU(コロニー形成単位)/mL



## 六価クロムに関する検討状況

報道発表資料(<https://www.env.go.jp/content/000143912.pdf>)

■水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(答申) 令和5年6月 中央環境審議会

### 【六価クロム化合物に係る基準の見直し】

●排水基準:0.2mg/L

※電気めっき業:暫定排水基準値:0.5mg/L 適用期間:3年間

●地下水浄化基準:0.02mg/L

●地下浸透基準値: 0.01mg/L

(参考) 今後の流れ

令和5年12月頃:関係省令等の改正・公布

令和6年 4月頃:改正省令等の施行



## 大腸菌数に関する検討状況

報道発表資料([https://www.env.go.jp/press/press\\_01177.html](https://www.env.go.jp/press/press_01177.html))

■2023年08月21日

令和5年度 大腸菌群数の排水基準の見直しに係る検討会の開催について

■ 2023年09月20日【パブリックコメント】

「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出の規制に係る基準等の見直しについて(報告案)」に関する意見募集について…10月19日まで意見募集

### ●排水基準:

**大腸菌数の許容限度は日間平均 800 CFU/ml**

(参考) 今後の流れ

令和5年10月下旬:パブリックコメント報告のとりまとめ

11月頃:中央環境審議会水環境・土壌農薬部会で見直案を審議  
同審議会からの答申

12月頃:関係省令等の改正・公布

令和●年 4月頃:改正省令等の施行



# 1 水質汚濁防止法等の改正について

## (2)水質の汚濁の防止の徹底について 環境省から自治体への通知



## 令和4年度他都市事例：排水・水質分析結果等の不適切事案

(事故概要) ※詳細は千葉県HPに掲載

- ガス洗浄液がタンクより漏洩し、排水口を通じて河川へ流入(着色・魚斃死)・・・R4.6.19判明
- 追加調査中にシアン流出を確認・・・R4.7.3判明  
※事業者は自治体・海上保安署等へ通報

【水質分析結果に関する不適切事案の報告】・・・R4.8.17

- 本件調査中の自主分析(COD・全窒素・シアン)で、県報告結果以外に、その値を上回る別の分析結果があったが県へ報告しなかったことが判明。
- 過去の自主測定の結果で、排水基準の超過のあった結果を記録せず、日を改めて再分析し、基準内に収まった結果のみを記録し、県や関係市に報告していたことが判明。





令和4年度他都市事例:排水・水質分析結果等の不適切事案

## 1事業場で以下4つの違反を確認

### ① 特定施設等の構造等の変更の届出(法第7条)の違反

特定施設の構造の変更の届出をせず、仮設ポンプの設置に伴う排水系統の変更及びシアン処理装置の設置による汚水等の処理の方法の変更を行っていた。

### ② 排出水の排出の制限(法第12条第1項)の違反

事業者において実施された排出水の汚染状態の測定の結果において、これまでに複数の排水口で幾度も排水基準の超過があった。



令和4年度他都市事例:排水・水質分析結果等の不適切事案

③**排出水の汚染状態の測定等**(法第14条第1項)の違反

事業者において実施された排出水の汚染状態の測定の結果のうち、排水基準を超過した結果を適切に記録及び保存していなかった。

④**事故時の措置**(法第14条の2第1項)の違反

余剰水が一時貯留する水槽からオーバーフローし、かつ、それにより有害物質を含む水が特定事業場から公共用水域に排出されていたことを一部社員が認識していたにも関わらず、応急の措置を講じておらず、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県知事に届け出ていなかった。



## 環境省から自治体への通知

# 特定事業場に対する監視指導の強化

- ①立入検査時、汚水等の処理の方法及び排水の系統等について、届出関係書類との相違がないか確認すること。
- ②排出水の汚染状態の測定結果は原簿や計量証明書を確認し、必要に応じて報告を徴収すること。
- ③以下の実施状況及びその有効性を確認すること。
  - ・各施設の点検
  - ・想定される事故等の未然防止及び発生時の措置に係る取組
  - ・従業員教育や環境管理の取組の確認  
(事業者内外の第三者組織による測定結果の監査等)



## 注意事項

- **特定施設等の新規設置・構造等の変更**  
⇒ 計画段階で速やかに当課へ相談を
- **排出水の排水基準超過**  
⇒ 速やかに当課へ報告⇒原因究明の実施を  
⇒ 排水基準超過結果も記録及び保存  
※原因が判明した場合も適切に記録・保存
- **事故時が発生した場合の対応**  
⇒ 応急の措置の実施  
⇒ 当課へ連絡(事故発生速報): 582-2290  
⇒ 「事故時の措置の届出書」の提出



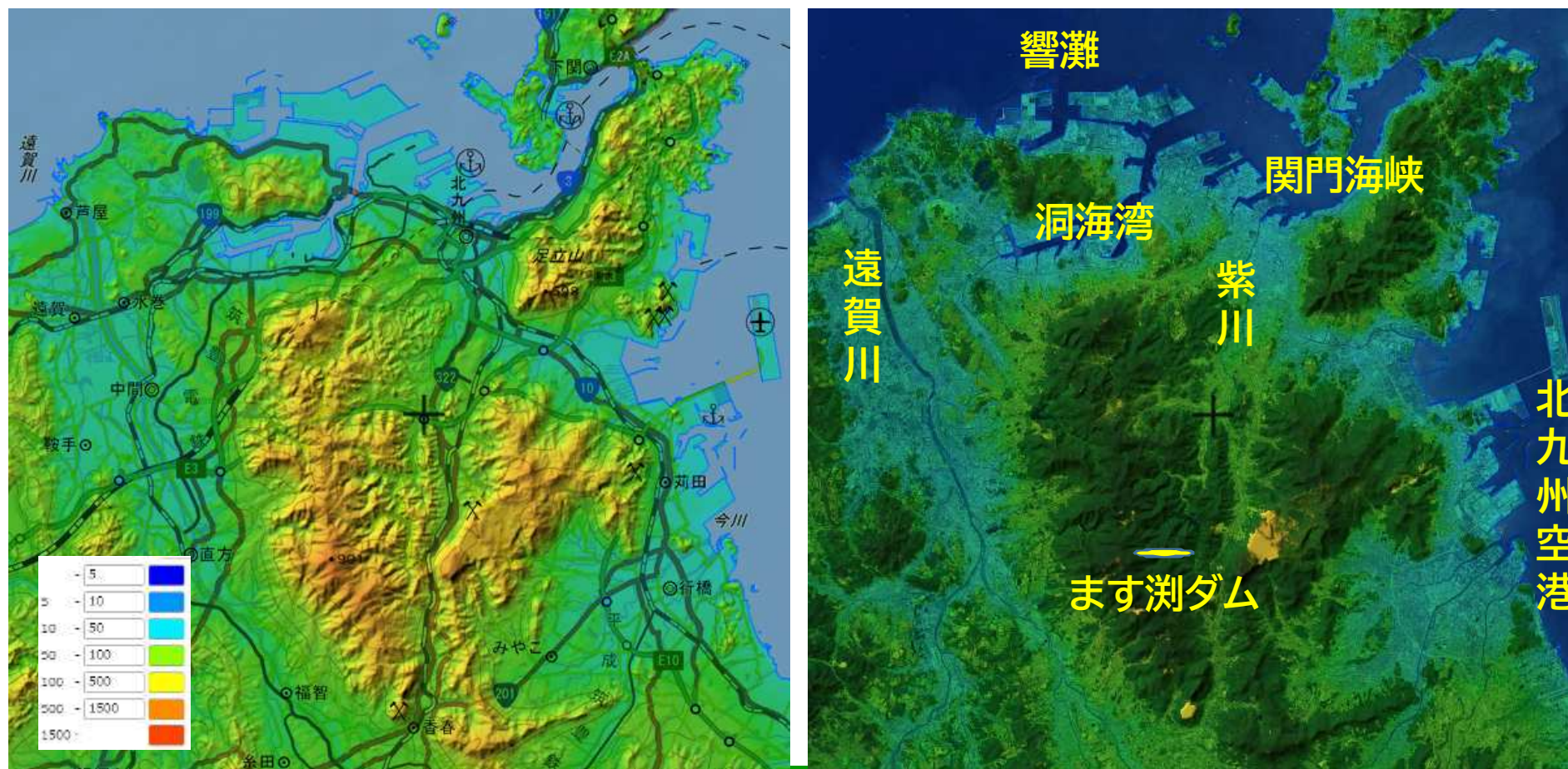
# 2 水環境の保全

## (1)水環境の現況

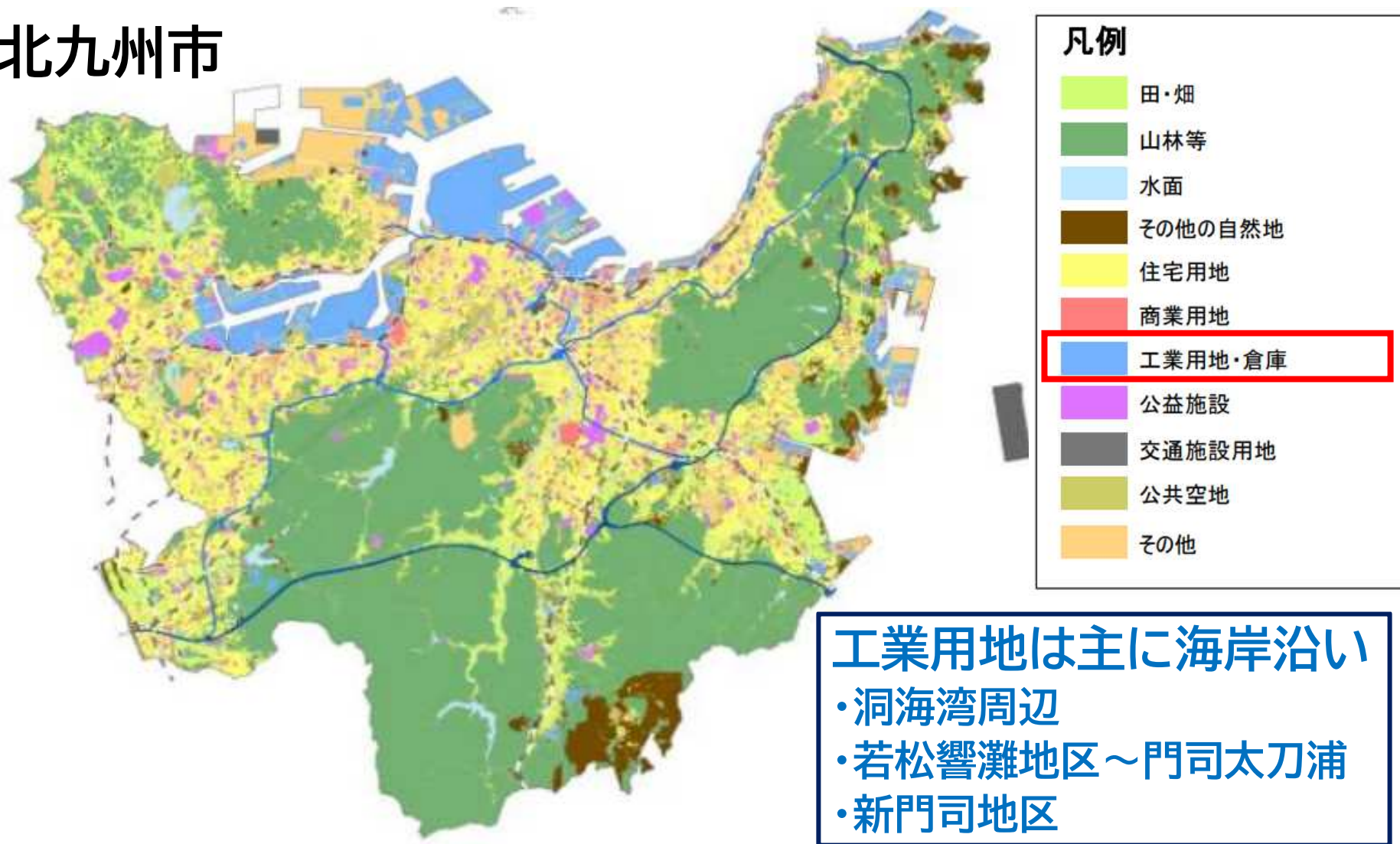


# 北九州市 市域面積:約 492km<sup>2</sup> (市街化区域:約 204km<sup>2</sup>(市域面積の約 42%))

- ・海岸線:総延長約200km(大部分は埋立地・干拓地)
- ・太平洋、日本海、さらに両方をつなぐ交通の要所の関門海峡に面している。
- ・市内河川(1級河川8、2級河川19、準用河川24、普通河川207)



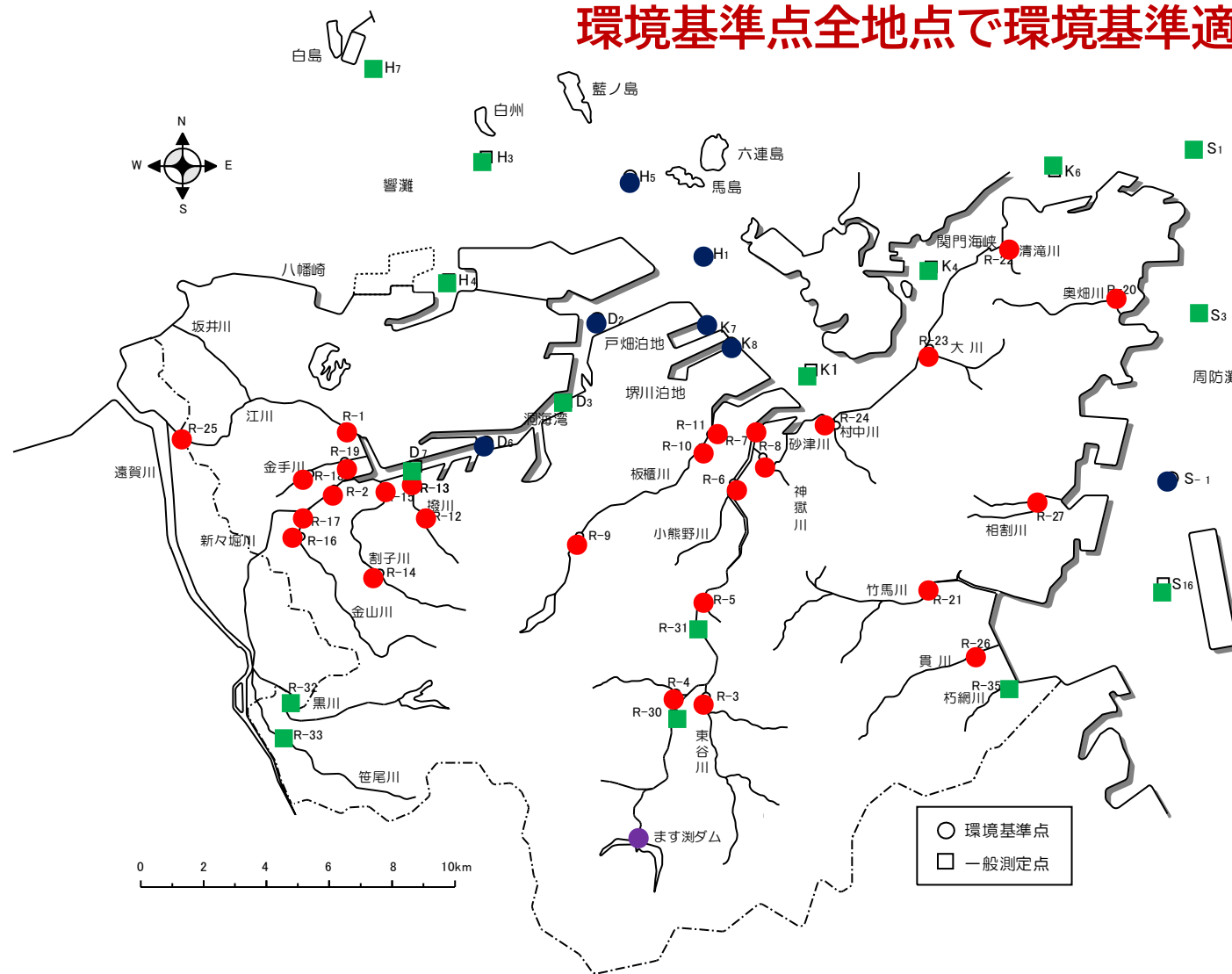
# 北九州市



図：土地利用状況

出典：北九州市都市計画基礎調査（平成28年度）

令和4年度 代表的な水質指標:河川BOD、海域・湖沼COD  
環境基準点全地点で環境基準適合



調査地点

河川

- 環境基準点 16河川27地点
- 一般測定点 4河川5地点

湖沼(ます淵ダム)

- 環境基準点 1地点

海域

- 環境基準点 7地点
- 一般測定点 11地点

○ 環境基準点  
□ 一般測定点





## 令和4年度 公共用水域の環境モニタリング結果

### (1)調査地点

	環境基準点	一般測定点
河川	16河川27地点	4河川5地点
湖沼	1地点(ます淵ダム)	—
海域	7地点	11地点

### (2)環境基準等の超過項目(令和4年度)

- ・河川のほう素9/22地点、ふっ素5/22地点

※感潮域で海水の影響と判断

海域「ふっ素」「ほう素」濃度:ふっ素:1.3mg/L、ほう素4.5mg/L

- ・河川の大腸菌群数全測定点9/18地点



# 3 水質分野の監視指導の状況 公共用水域の環境モニタリング

北九州市の環境モニタリング結果

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01\\_0420.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0420.html)

- 令和5年度測定結果(速報値)・・・令和5年度の河川・海域等の測定結果を掲載
- 北九州市の環境(環境白書)・・・平成14年度版～令和5年度版(R4年度結果)まで掲載



# 2 水環境の保全

## (2)発生源の監視



## 排水規制遵守のための仕組み(法律・条例)

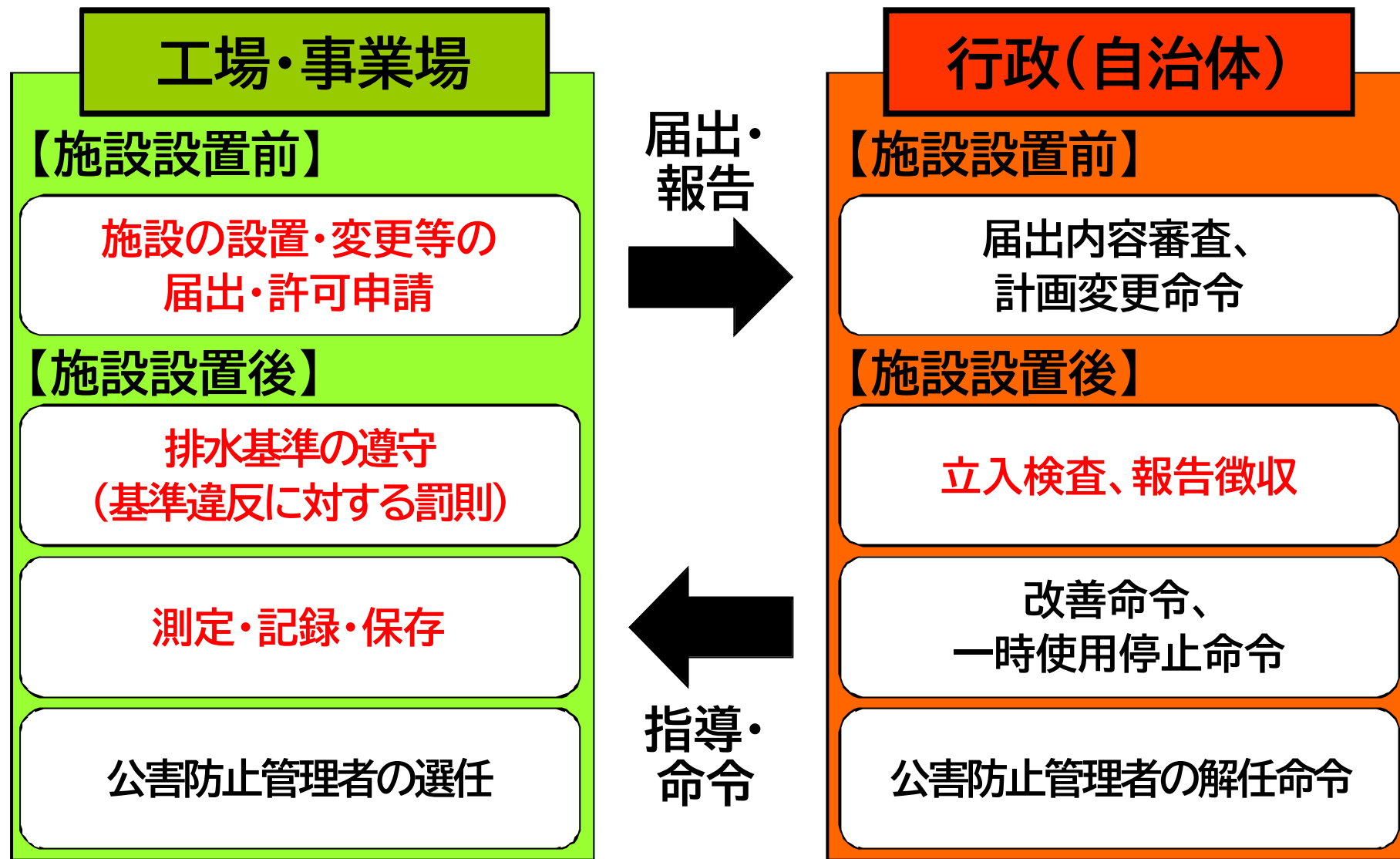
- 水質汚濁防止法
- 瀬戸内海環境保全特別措置法
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- 北九州市公害防止条例
  
- 福岡県環境保全に関する条例(福岡県事務)
- 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例

### その他

- 環境基本法
- 土壌汚染対策法・水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設を廃止した場合等に関係



## 排水規制遵守のための仕組み



## 届出内容検査の内容 -水質-

### 届出内容

- ・施設の構造や使用の方法等に変更はないか
- ・無届の施設はないか

### 測定実績

- ・測定回数や測定項目は適切か
- ・測定結果の保存は問題ないか
- ・測定結果は基準に適合しているか

### 運転管理状況

- ・施設や配管等の保守点検作業は適切か
- ・有害物質使用特定施設等からの漏洩等はないか
- ・排水処理等に異状はないか

### 公害防止体制の整備

- ・公害防止管理者等の選任状況
- ・管理値等を設定しているか
- ・緊急時の連絡体制は整備されているか



## 行政測定

### 排出水の測定計画

- 特定事業場から公共用水域へ排出される水(排出水)を測定
- 毎年度、採水計画を策定
- 測定対象施設は、1日当たりの平均排出量が $50\text{m}^3$ 以上の事業場



## 行政測定

# 令和4年度 採水実績

		実施件数
測定	工場排水	81
	ダイオキシン類	1
	PCB等	1
行政指導		1

- 対象となる工場・事業所は、原則年2回の採水を実施。
- 前年度に排出基準違反のあった工場・事業場は採水を追加。





## 排水測定指導事例【トイレ清掃による排水悪化】

### 【概要】

- ・排水測定でCODが排水基準値超過、全窒素及び全燐が許可申請値超過
- ・測定日にトイレ清掃を行っていた

### ○原因

- ・採水当日、排水口に接続するトイレの清掃を実施。使用した中性洗剤が一時的に多量に浄化槽に流入

### ○対策

- ・浄化槽内微生物に影響の少ない洗剤を導入
- ・許可水量の範囲内で、大・小便器水量の見直し。

**【注意点】浄化槽の微生物には、適度な栄養が必要です。トイレの使用頻度が極端に少ない場合は水質悪化につながります。**

**【注意点】市販のトイレ用洗剤であっても、使用方法・量によっては生物に影響を与える場合があります。浄化槽管理士等と相談して適切な対応をお願いします。**



## 排水測定指導事例【CODの許可基準値超過】

### 【概要】

- ・排水処理施設からの排水は一旦貯留し、側溝を通じて海域放流。
- ・自動弁を強制的に切替え排水した為、CODが基準を超過。

### ○原因

- ・側溝の堰の堆積物を巻き上げた可能性が高い。

### ○対策

- ・定期的な側溝・堰等の清掃の実施(定修中に年2回)

**【注意点】間欠排水の場合は、排水初期に堆積物等を巻き上げる可能性が高いので注意して下さい。**



## 排水測定指導事例【自然由来による水質悪化】

【概要】排水中のSSの値が申請値を超過

### ○原因

- ・設備トラブル等なし
  - ・調査結果から間接冷却水として使用する海水のSS濃度に由来
- ※取水海水と排水のSS濃度に比例関係

### ○対策

- ・SSの数値を注視して厳密に管理を行う。
- ・取水排水の監視

### ○再発防止対策

- ・許可申請値の見直し。

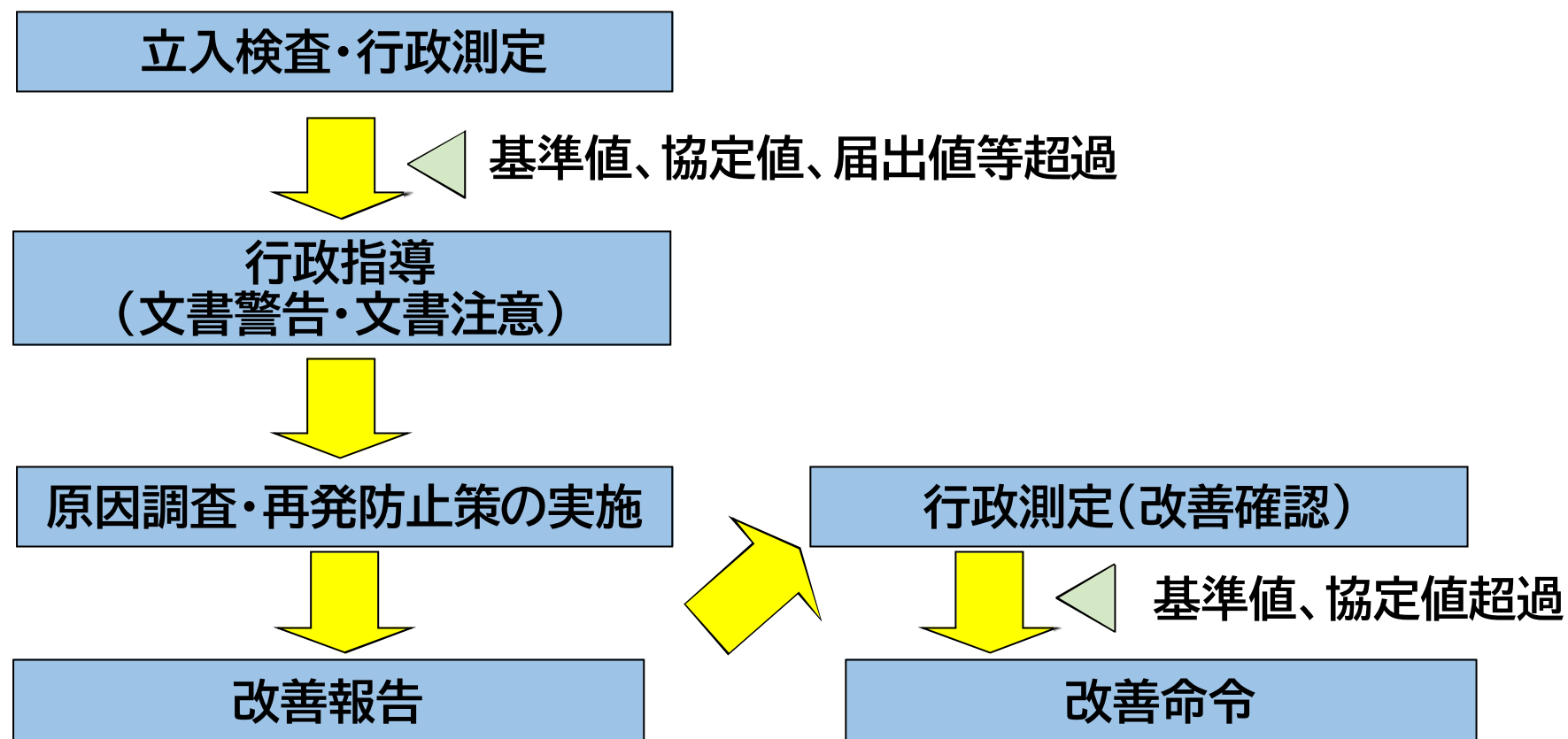
【注意点】赤潮等のプランクトン増殖によるSS増加の場合は、COD・窒素・リン等も通常より高い値になる場合があります。

【注意点】敷地内に河川水等の貯水槽がある場合、藻が増殖し、その影響で水質が悪化する場合があります。



## 行政指導の流れ

- 市は、排水基準等の遵守状況を確認するため立入検査や行政測定を行う。
- 行政測定で基準超過等があった場合は、文書による警告等、行政指導を行う。



 自主測定において届出値超過等があった場合にも市に通報をお願いします。

## 令和4年度 行政指導事例 -水質-

### 排水基準超過等に対する指導について

1. 市排水検査に伴う文書指導: 3件

2. 事故等: 11件

事故等で排水基準等を超過した事業場及び報告徴収

(1) 文書警告 1件

(2) 文書指導 2件

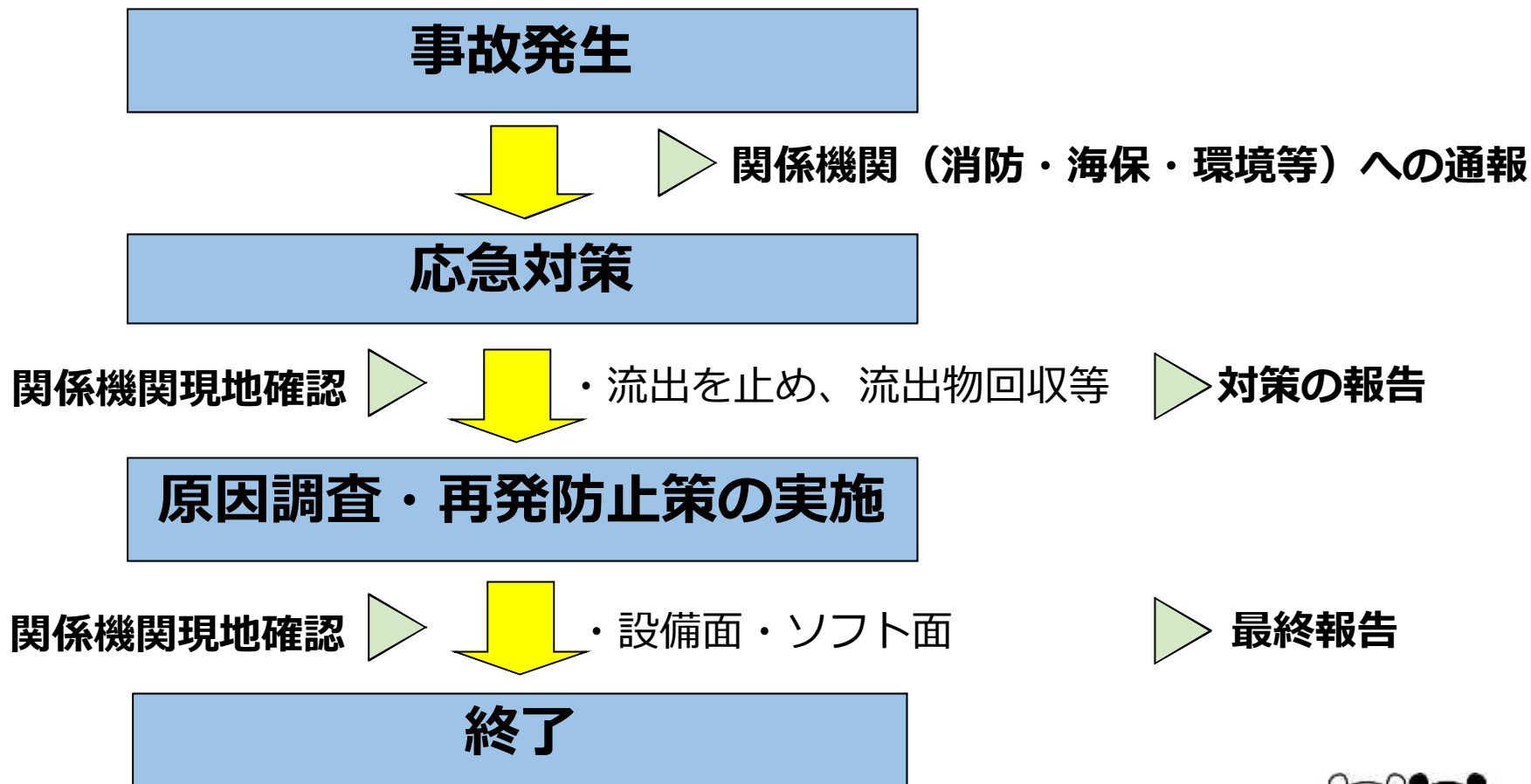
(3) 報告徴収 2件(水濁法第14条の2に係る報告書)

(4) 報告書收受 6件



## 事故時の措置【事故発生時の流れ】

- 事故発生時は直ちに関係機関に通報し、応急措置を講じる必要がある。



講じた再発防止策について、継続実施が必要。



## 事故時の措置

水質事故届出様式→



➤事故時は、直ちに市に通報し、応急措置を講じる必要がある。

### ○水質汚濁防止法第14条の2

故障、破損その他の事故が起こり、有害物質、指定物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、施設の設置者は直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

### ○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第32条・平成15年7月1日施行

故障、破損その他の事故が起こり、有害物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、施設の設置者は直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

## 施設の管理 ー水質ー

➤環境法令遵守のため、施設の日常的な管理に努め、異常が発生した場合の体制を整備しておくことが重要。

### 排出水の規制



- ・届出事項に変更はないか(施設、排水系統等)
- ・測定回数は適切か
- ・設備の点検状況は適切か
- ・測定結果の確認・報告体制は整備されているか
- ・異常時の対応について体制は整備されているか

### 地下水汚染未然防止



- ・漏洩箇所はないか
- ・日常点検は適切か
- ・点検結果の確認・報告体制は整備されているか

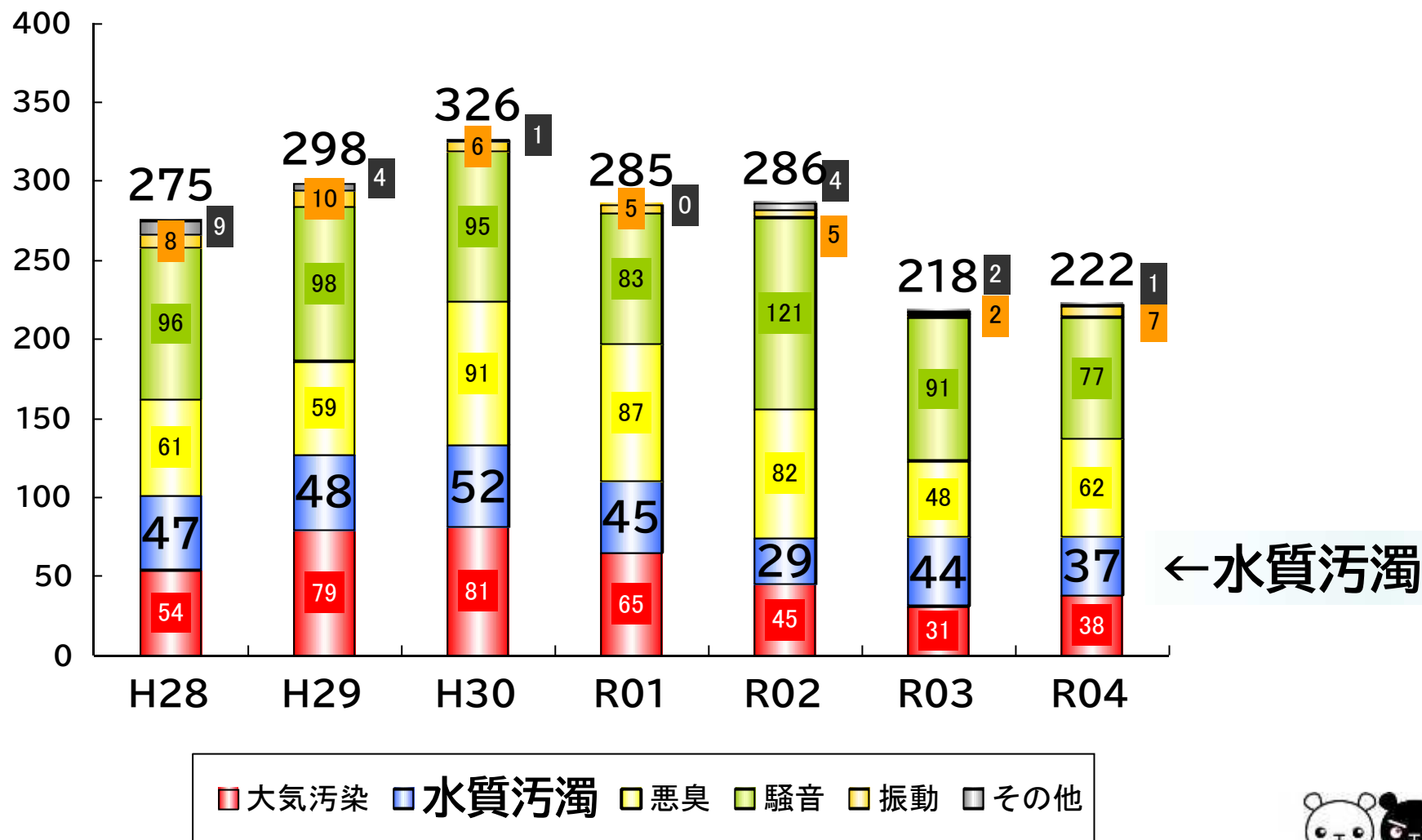
**届出値超過等、異常が発生した場合は、直ちに環境監視課へ連絡ください。**



# 3 公害に関する苦情・要望



## 苦情・要望の経年変化【種類別】(H28～R4)



## 令和4年度事例 八幡泊地の魚死(9/28)



- 市民通報
- イワシの一種(トウゴロウイワシ)が大量死
- 原因: 溶存酸素不足と推定



## 令和4年度事例 河川の白濁(4/2)



**【原因】井戸掘削時の湧水**

**【注意点】井戸掘削時は濁水中のSS成分が沈降する十分な沈降槽・濁水処理施設を設置すること。**



## 令和4年度事例 事業場護岸の濁水等



### ①護岸事業場は無関係

(道路側溝⇒事業所敷地下の雨水配管⇒放流)

### ②護岸事業場が原因(敷地内排水⇒側溝を通じて放流)

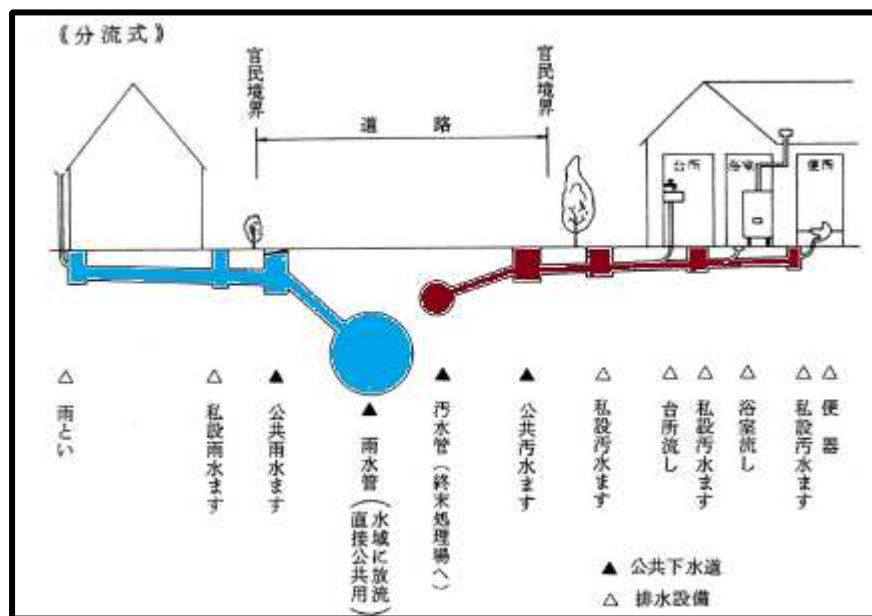
**【注意点】敷地内の排水経路の把握。護岸の確認。**



## 事業場の雨水の行先を把握してありますか？【分流式・合流式】

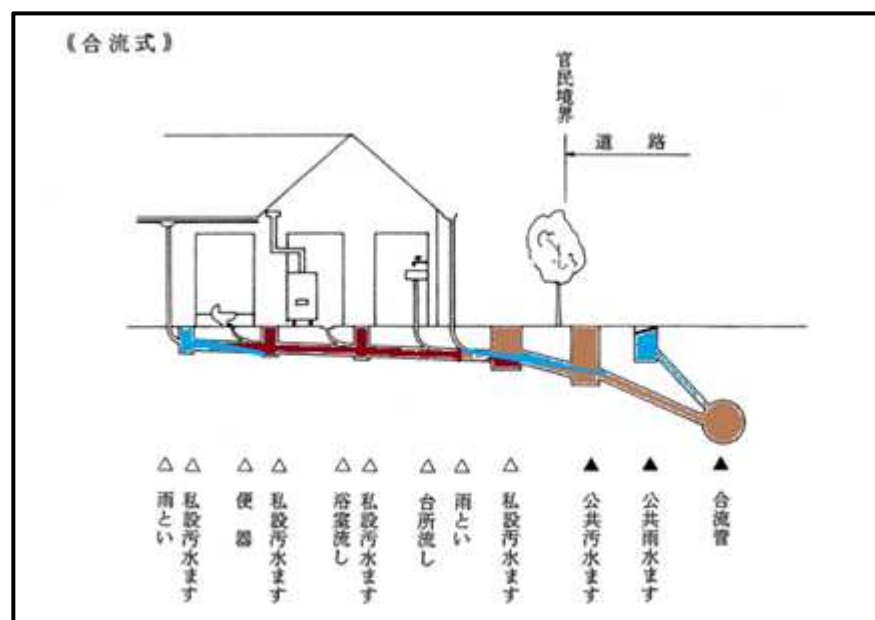
### 分流式

- 汚水は市の下水処理場で処理
- 雨水は公共用水域へ放流



### 合流式

- 汚水・雨水は下水処理場で処理
- ※大雨時に簡易処理で公共用水域へ放流する場合があります。



図：国土交通省HPより抜粋加工

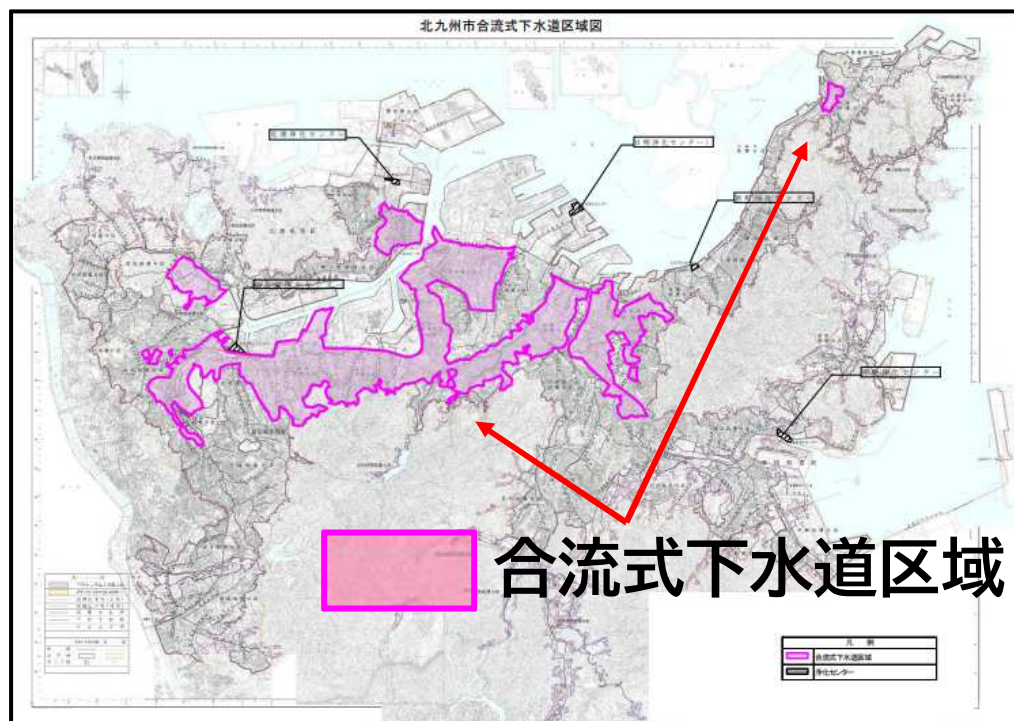
<https://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/shikumi/kousei-haijo.html>



環境未来都市 北九州市

## 合流式下水道(汚水と雨水を一つの下水管に集める)

・北九州市:下水道を使える区域のうち、およそ21%にあたる区域「合流式下水道」になっています。



以下の場合  
敷地内の雨水排水に注意を！

- ・事業場が移転
- ・事業場が2箇所にある  
合流式区域と分流式区域

上下水道局下水道部下水道計画課HPより抜粋

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01100019.html>



- ・苦情・要望

- ⇒魚死、油膜、着色等

- ・環境モニタリング測定結果

- ⇒異常値(COD、全窒素、全燐、大腸菌数等)

周辺事業場等(※水質汚濁防止法の特定事業場以外も)

- ⇒確認の立入・電話確認等を実施

- ・排水状況等の異常の有無

- ・土木工事・塗装等の実施の有無





**ご清聴ありがとうございました。**



## 【参考資料】

# 水質汚濁防止法(事故時の措置)等



## 水質汚濁防止法(第14条の2(事故時の措置))

### 事故時の措置

水質汚濁防止法では、施設の破損などの事故が発生し、有害物質等が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときには、事故時の措置(応急の措置を講じるとともに、その事故の状況等を北九州市長に届け出る)をとることを義務付けています。

#### 応急の措置(公共用水域への排出防止、地下への浸透防止)

- (例)
- ・施設への有害物質等の供給停止
  - ・オイルフェンスの設置
  - ・有害物質等の回収
  - ・土嚢の積み上げ
  - ・汚染土壌の除去 等の措置



## 事故時の措置

### [1] 対象となる施設(法第2条)

下表の施設がある工場・事業場について、事故時の  
応急措置及び届出(通報)を義務付けています。

施設種類	内容
特定施設	法施行令第1条 別表第1で定められている施設 ※水質汚濁防止法・瀬戸内海環境補選特別措置法の特定施設
指定施設	「有害物質」を貯蔵・使用又は、「指定物質」を製造・貯蔵・使用・ 処理する施設 ※水質汚濁防止法の有害物質貯蔵指定施設は事前届出が必要
貯油施設等	「油」を貯蔵する貯蔵施設又は「油」を含む水を処理する油水分 離施設(法施行令第3条の5で定める施設) ※「油」:法施行令第3条の4に定められるもの(原油、重油、潤 滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油)



## 事故時の措置

### 〔2〕 対象となる事故(法第14条の2)

有害物質、指定物質、油の公共用水域への排出・地下への浸透により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき。

※特定施設については、COD等(第2条第2項第2号に規定される項目)について排水基準に適合しないおそれがある水についても公共用水域に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは対象となります。



## 【注意】指定施設はどのようなものか？

### [1] 有害物質を貯蔵又は使用している施設

有害物質: 28種類

- ・カドミウムなどの人の健康に被害を生ずるおそれがある物質

⇒注意: 排水基準(有害物質: 28項目)との違い

- ・塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)を含む
- ・1,2-ジクロロエチレンはトランス体も含む

※排水基準はアルキル水銀化合物が単独で基準がある。

### [2] 指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設

指定物質: 60種類(56種類 + 4種類)

- ・有害物質や油を除き、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質

※この機会に、自社内の指定物質について再確認をお願いします

※Cu、Zn、F、Mn、Cr、フェノール等は排水基準(生活環境項目)有



## 【参考】福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(第32条)

水質汚濁に係る事故発生時の措置(対象物質:有害物質・油)

- ・水質汚濁防止法の対象以外で、幅広い事業場を対象
- ・水質汚濁防止法の「事故時の措置」と同様の届出が必要

### ■有害物質の流出事故:

- ・事業場(有害物質の販売、保管やその空き缶の保管など)

### ■油の流出:

- ・建設現場に設置されている貯油施設(重機及び発電機用など)
- ・堰などを稼働させる油圧ポンプ用の施設
- ・農業用ビニールハウスの暖房用ボイラーの燃料タンク等

■「事故時」事故の原因が過失であるか無過失(天災又は第三者の故意・過失による事故等)によるものかを問わない。

■「事業活動」とは、反復・継続性のある活動をいい、必ずしも収益活動を指すものではない。



## 有害物質

カドミウムなどの人の健康に被害を生ずるおそれがある物質として28種類

1	カドミウム及びその化合物	15	一・二—ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	一・一・一—トリクロロエタン
3	有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E PN)に限る。)	17	一・一・二—トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	一・三—ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
6	砒素及びその化合物	20	二—クロロ—四・六—ビス(エチルアミノ)—s—トリアジン(別名シマジン)
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
8	ポリ塩化ビフェニル	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふっ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	一・二—ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	一・一—ジクロロエチレン	28	一・四—ジオキサン





## 指定物質(1)

有害物質や油を除き、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質として60種類

1	ホルムアルデヒド	21	硫酸ジメチル
2	ヒドラジン	22	クロルピクリン
3	ヒドロキシルアミン	23	りん酸ジメチル=ニ・ニージクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)
4	過酸化水素	24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
5	塩化水素	25	トルエン
6	水酸化ナトリウム	26	エピクロロヒドリン
7	アクリロニトリル	27	スチレン
8	水酸化カリウム	28	キシレン
9	アクリルアミド	29	パラージクロロベンゼン
10	アクリル酸	30	N-メチルカルバミン酸ニセカンダリブチルフエニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
11	次亜塩素酸ナトリウム	31	三・五ージクロロ-N-(一・一ジメチルーニプロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
12	二硫化炭素	32	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
13	酢酸エチル	33	チオリン酸O・O-ジメチルーO-(三メチルー四ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
14	メチルターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)		
15	硫酸		
16	ホスゲン		
17	一・ニージクロロプロパン		
18	クロルスルホン酸		
19	塩化チオニル		
20	クロロホルム		

## 指定物質(2)

有害物質や油を除き、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質として60種類(赤字の4項目は令和5年2月1日より追加)

34	チオリン酸S-ベンジル-O-O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)	44	アルミニウム及びその化合物
35	一・三-ジチオラン-ニ-イリデンマロン酸ジイソ プロピル(別名イソプロチオラン)	45	ニッケル及びその化合物
36	チオリン酸O-O-ジエチル-O-(ニ-イソプロ ピル-六-メチル-四-ピリミジニル)(別名ダイ アジノン)	46	モリブデン及びその化合物
37	チオリン酸O-O-ジエチル-O-(五-フェニル -三-イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)	47	アンチモン及びその化合物
38	四-ニトロフェニル-ニ・四・六-トリクロロフェニ ルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)	48	塩素酸及びその塩
39	チオリン酸O-O-ジエチル-O-(三・五・六-ト リクロロ-ニ-ピリジル)(別名クロルピリホス)	49	臭素酸及びその塩
40	フタル酸ビス(ニ-エチルヘキシル)	50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
41	エチル=(Z)-三-[N-ベンジル-N-[[メチル (一-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニ ル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラ ニカルブ)	51	マンガン及びその化合物
42	一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・ 三・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタ ノ-一-H-インデン(別名クロルデン)	52	鉄及びその化合物
43	臭素	53	銅及びその化合物
		54	亜鉛及びその化合物
		55	フェノール類及びその塩類
		56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.3,7] デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
		57	アニリン
		58	ペルフルオロオクタン酸(別名「PFOA」とい う。)及びその塩
		59	ペルフルオロ(オクタン-一-スルホン酸)(別名「 PFOS」という。)及びその塩
		60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

## PFOA※(ピーフォア)及びPFOS※(ピーフォス)

国際的にも注目されており、各国・各機関において**毒性評価等がなされている状況**で、事故等により、公共用水域に多量に排出されると、人の健康や生活環境に被害が出るおそれがあります。

国内でも化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四 48 年法律第 117 号)の第一種特定化学物質にも指定され、環境中の濃度低減が求められています。

※有機フッ素化合物(PFAS:ピーファス)の一種



# 泡消火設備・泡消火薬剤等を保有している場合は PFOA・PFOS含有かどうか確認をお願いします

## 【参考】環境省・消防庁の冊子



### 対象となる消火器・消火薬剤等

規制対象となる消火器・消火薬剤等は、

PFOSを含有する消火器、消火器用消火薬剤、泡消火薬剤です。

PFOSを含有する消火器や泡消火設備等については、  
以下のホームページで御確認ください。

(社)日本消火器工業会HP <http://www.jfema.or.jp/>

(一社)日本消火装置工業会HP <http://www.shosoko.or.jp/>



図:消火器用消火薬剤

(社)日本消火器工業会HP: <http://www.jfema.or.jp/>

(一社)日本消火装置工業会HP: <http://www.shosoko.or.jp/>

※PFOA・PFOS含有の消火器・泡消火薬剤等のリスト掲載